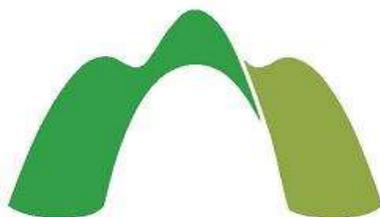


A light green map of Kameyama City with a dark green outline, serving as a background for the title.

# 亀山市地域防災計画

(令和7年2月)



亀山市防災会議



# 共 通 編

## 目 次

### 第 1 章 総 則

#### 計画の位置づけ

第 1 計画の目的と理念.....	3
第 2 計画の性格と構成.....	3
第 3 計画の修正 .....	5
第 4 用語.....	5
第 5 計画に関する周知と実践.....	6

### 第 2 章 被害想定

第 1 節 本市の特性.....	7
第 2 節 地震想定	
第 1 想定地震.....	9
第 2 過去の災害 .....	19

### 第 3 章 計画の大綱

第 1 節 防災ビジョン	
第 1 計画の基本的な目標.....	21
第 2 施策の基本的な枠組み .....	22
第 2 節 防災関係機関の責務と業務の大綱	
第 1 実施責任 .....	26
第 2 処理すべき事務又は業務の大綱 .....	27
第 3 節 組 織	
第 1 防災会議 .....	30
第 2 災害対策本部.....	30

# 地震災害対策編

## 目 次

### 第1章 災害予防・減災対策

#### 第1節 自助・共助を育成する防災対策の推進

第 1 地域における防災対策の推進 .....	33
第 2 防災思想・防災知識の普及・啓発 .....	33
第 3 市民が実施する対策 .....	34
第 4 防災人材の活用 .....	35
第 5 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 .....	35
第 6 ボランティア活動環境の整備 .....	37
第 7 企業・事業所の防災対策の促進 .....	37
第 8 学校等における防災対策の推進 .....	38
第 9 避難対策等の推進 .....	40

#### 第2節 防災体制の整備・強化

第 1 災害対策本部機能の整備及び確保 .....	45
第 2 災害情報の収集・伝達体制の整備 .....	46
第 3 災害時医療対策 .....	46
第 4 受援態勢の整備 .....	47
第 5 防災訓練の実施 .....	47
第 6 災害時用物資等の備蓄・調達等 .....	49
第 7 救援・救助活動を円滑に行うための施策 .....	50
第 8 復興活動の円滑化のための対策 .....	53

#### 第3節 減災対策

第 1 防災都市づくり .....	55
第 2 公共施設の安全確保・整備 .....	57
第 3 建築物等の災害予防 .....	61
第 4 地盤災害予防 .....	62
第 5 危険物施設等の防災対策の推進 .....	64
第 6 火災予防対策 .....	65
第 7 避難行動要支援者対策 .....	65

#### 第4節 地震災害の調査研究

第 1 調査研究体制の整備 .....	69
第 2 防災に関する資料の収集及び分析 .....	69

第 3 調査研究の対象.....	69
------------------	----

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害対策本部機能の確保

第 1 災害対策活動.....	71
第 2 非常配備態勢.....	71
第 3 職員の参集 .....	73
第 4 業務継続態勢の確立.....	75

### 第2節 組織体制

第 1 災害対策本部.....	76
第 2 本部員会議 .....	77
第 3 災害対策本部事務局.....	78
第 4 本部連絡員・支所班応援要員.....	78
第 5 災害対策本部の組織.....	79
第 6 各対策部の所掌事務.....	80
第 7 参集状況に応じた対策部態勢.....	86
第 8 指定避難所指定職員.....	86
第 9 消防団 .....	87

### 第3節 地震情報等の収集・伝達活動

第 1 地震情報等の伝達系統.....	89
第 2 地震発災時の情報伝達.....	90

### 第4節 被害情報の収集・伝達活動

第 1 初期被害情報の収集・伝達.....	93
第 2 被害情報の収集・伝達.....	95
第 3 住家等被害調査.....	96
第 4 通信機能の確保.....	97

### 第5節 受援体制

第 1 受援体制 .....	101
第 2 国・その他地方公共団体への職員の派遣要請等.....	101
第 3 他の地方公共団体への職員派遣 .....	103
第 4 防災関係機関との連携.....	104
第 5 自衛隊災害派遣要請.....	106
第 6 三重県防災ヘリコプター支援要請 .....	109
第 7 海外支援の受入れ.....	111

<b>第6節 災害救助法の適用</b>	
第 1 災害救助法の適用手続き .....	113
第 2 適用基準 .....	114
<b>第7節 消火・救助・救急活動</b>	
第 1 消火活動 .....	115
第 2 救助・救急活動.....	119
<b>第8節 医療・救護活動</b>	
第 1 医療・救護体制.....	120
第 2 初期救急医療体制.....	122
<b>第9節 緊急輸送機能の確保</b>	
第 1 緊急の交通・輸送機能の確保 .....	125
第 2 緊急輸送活動.....	128
<b>第10節 避難及び被災者支援等の活動</b>	
第 1 避難判断 .....	132
第 2 避難所 .....	136
第 3 応急住宅対策.....	141
第 4 避難行動要支援者・要配慮者対策 .....	145
第 5 ボランティア活動の支援.....	146
<b>第11節 救援物資等の調達・供給活動</b>	
第 1 食料の供給 .....	150
第 2 飲料水の供給.....	153
第 3 生活必需品の供給.....	155
<b>第12節 遺体の取り扱い</b>	
第 1 遺体の収容・処理.....	157
第 2 遺体の埋火葬.....	159
<b>第13節 防疫・保健衛生</b>	
第 1 防疫活動 .....	161
第 2 廃棄物等の処理対策.....	163
第 3 保健衛生 .....	171
<b>第14節 社会秩序の維持</b>	
第 1 災害警備活動.....	173
第 2 物資の安定供給.....	174

<b>第15節</b>	<b>ライフライン施設の復旧・保全</b>	
第 1	施設設備の応急復旧.....	175
第 2	ライフラインの応急復旧.....	176
<b>第16節</b>	<b>被災者への情報伝達</b>	
第 1	被災者への情報伝達活動.....	182
第 2	住民等からの問い合わせに対する対応.....	185
<b>第17節</b>	<b>二次災害の防止</b>	
第 1	水害・土砂災害対策.....	188
第 2	被災宅地対策.....	189
第 3	建築物、構造物の倒壊対策.....	190
第 4	危険物施設等の保全.....	191
<b>第18節</b>	<b>災害義援金等の受入・配分</b>	194
<b>第19節</b>	<b>文教等対策</b>	
第 1	応急教育対策.....	196
第 2	文化財の保護.....	200

### 第3章 復旧・復興対策

<b>第1節</b>	<b>激甚災害の指定</b>	
第 1	県と市が連携して実施する対策.....	203
第 2	激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業.....	203
<b>第2節</b>	<b>被災者の生活再建に向けた支援</b>	
第 1	県と市が連携して実施する対策.....	205
第 2	被災者生活再建支援に向けた主な対策.....	206
第 3	災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金の貸付等.....	208
<b>第3節</b>	<b>復興体制の構築と復興方針の策定</b>	
第 1	復興体制の構築.....	210
第 2	復興計画の事前検討.....	210

## 第4章 南海トラフ地震対策推進計画

### 第1節 総 則

- 第 1 南海トラフ地震対策推進計画の目的..... 211
- 第 2 防災関係機関が地震発生時の  
    応急災害対策として行う事務及び業務の大綱..... 211

### 第2節 関係者との連携協力の確保

- 第 1 資機材、人員等の配備手配..... 212
- 第 2 他機関に対する応援要請..... 212

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害応急対策

- 第 1 南海トラフ地震臨時情報..... 213
- 第 2 南海トラフ地震臨時情報発表時における対応..... 214
- 第 3 南海トラフ地震臨時情報発表時における職員の行動..... 216
- 第 4 南海トラフ地震臨時情報が発表された後の周知..... 217
- 第 5 避難対策..... 217
- 第 6 消防機関等の活動..... 219
- 第 7 警備対策..... 219
- 第 8 水道、電気、ガス等ライフライン関係..... 219
- 第 9 交通..... 219
- 第10 市が管理を行う施設に関する対策..... 219
- 第11 滞留旅客等に対する措置..... 220

### 第4節 地震防災上、緊急に警備すべき施設等の整備計画

- 第 1 施設整備..... 221
- 第 2 耐震化..... 221

### 第5節 防災訓練.....222

### 第6節 地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 第 1 職員に対する教育..... 223
- 第 2 地域住民等に対する防災啓発..... 223
- 第 3 児童・生徒等に対する教育..... 224
- 第 4 相談窓口等の設置..... 224

# 風水害等対策編

## 目 次

### 第1章 災害予防・減災対策

#### 第1節 自助・共助を育成する防災対策の推進

第 1	地域における防災対策の推進	227
第 2	防災思想・防災知識の普及	227
第 3	市民が実施する防災対策	227
第 4	防災人材の活用	228
第 5	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	228
第 6	ボランティア活動環境の整備	228
第 7	企業・事業所の防災対策の促進	229
第 8	学校における防災対策の推進	229
第 9	避難対策等の推進	229

#### 第2節 防災体制の整備・強化

第 1	災害隊対策本部機能の整備及び確保	232
第 2	災害情報の収集・伝達体制の整備	232
第 3	災害時医療対策	232
第 4	応援・受援体制の整備	232
第 5	防災訓練の実施	233
第 6	災害時用物資等の備蓄・調達等	233
第 7	救援・救助活動を円滑に行うための施策	233
第 8	復興活動の円滑化のための対策	233

#### 第3節 減災対策

第 1	防災都市づくり	234
第 2	公共施設の安全確保・整備	234
第 3	地盤災害予防	234
第 4	危険物施設等の防災対策の推進	234
第 5	火災予防対策	235
第 6	避難行動要支援者への支援対策	235
第 7	市域保全事業	235

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害対策本部機能の確保

第 1 災害対策活動.....	239
第 2 非常配備態勢.....	240
第 3 職員の参集 .....	241
第 4 業務継続体制の確立.....	243

### 第2節 組織体制

第 1 災害対策本部.....	244
第 2 本部員会議 .....	245
第 3 災害対策本部事務局.....	246
第 4 本部連絡員・関支所班応援要員 .....	246
第 5 災害対策本部の組織.....	247
第 6 本各対策部の所掌事務.....	248
第 7 参集状況に応じた対策部の態勢 .....	254
第 8 消防団 .....	254

### 第3節 気象情報等の収集・伝達活動

第 1 予警報と情報伝達系統.....	255
第 2 予警報に基づく情報伝達 .....	261

### 第4節 被害情報の収集・伝達活動

第 1 初期被害情報の収集・伝達 .....	263
第 2 被害情報の収集・伝達 .....	263
第 3 住家等被害調査.....	263
第 4 通信機能の確保.....	263

### 第5節 広域的な応援・受援体制

第 1 受援体制 .....	264
第 2 国・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等 .....	264
第 3 他の地方公共団体への職員派遣 .....	264
第 4 防災関係機関との連携 .....	264
第 5 自衛隊派遣要請.....	264
第 6 三重県防災航空隊ヘリコプター支援要請.....	265
第 7 災害放送の要請.....	265
第 8 海外支援の受入.....	265

<b>第6節 救助法の適用</b>	
第 1 救助法の適用手続き .....	266
第 2 適用基準 .....	266
<b>第7節 消火・救助・救急活動</b>	
第 1 消火活動 .....	267
第 2 救助・救急活動 .....	270
<b>第8節 医療・救護活動</b>	
第 1 医療・救護体制 .....	271
第 2 初期救急医療体制 .....	273
<b>第9節 緊急輸送機能の確保</b>	
第 1 緊急の交通・輸送機能の確保 .....	275
第 2 緊急輸送活動 .....	278
<b>第10節 避難及び被災者支援等の活動</b>	
第 1 避難判断 .....	283
第 2 避難所 .....	287
第 3 応急住宅対策 .....	292
第 4 要配慮者への配慮 .....	295
第 5 ボランティア活動の支援 .....	297
<b>第11節 救援物資等の調達・供給活動</b>	
第 1 食糧の供給 .....	300
第 2 飲料水の供給 .....	303
第 3 生活必需品の供給 .....	304
<b>第12節 遺体の取り扱い</b>	
第 1 遺体の収容・処理 .....	306
第 2 実施責任 .....	306
<b>第13節 防疫・保健衛生</b>	
第 1 防疫活動 .....	307
第 2 実施責任 .....	307
<b>第14節 社会秩序の維持</b>	
第 1 災害警備活動 .....	308
第 2 実施責任 .....	308
<b>第15節 ライフライン施設の復旧・保全</b>	
第 1 施設設備の応急復旧 .....	309

第 2 実施責任 .....	309
<b>第16節 被災者への情報伝達</b>	
第 1 被災者への情報伝達活動施設設備の応急復旧 .....	310
第 2 実施責任 .....	310
<b>第17節 二次災害の防止</b>	
第 1 水害・土砂災害対策 .....	311
第 2 実施責任 .....	311
<b>第18節 災害義援金等の受入・配分</b>	
第 1 災害義援金・災害義援品 .....	312
第 2 実施責任 .....	312
<b>第19節 文教等対策</b>	
第 1 応急教育対策活動災害義援金・災害義援品 .....	313
第 2 実施責任 .....	313
<b>第20節 水防及び土砂災害対策</b>	
第 1 水防活動 .....	314
第 2 土砂災害対策活動 .....	316
<b>第21節 農作物等の被害軽減対策</b>	
第 1 実施責任 .....	320
第 2 活動の内容 .....	320
<b>第22節 その他自然災害・突発重大事故対策</b>	
第 1 局地的大雨対策 .....	321
第 2 竜巻等突風対策 .....	321
第 3 雪害対策 .....	321
第 4 突発重大事故の初動対策 .....	322

### 第3章 復旧・復興対策

323

## 第4章 重大事故等対策

### 第1節 危険物施設等の事故対策

第 1 危険物施設 .....	325
第 2 高圧ガス施設の事故時発生時の措置.....	326
第 3 火薬類施設の事故時発生時の措置 .....	327
第 4 毒劇物施設の事故時発生時の措置 .....	328
第 5 放射性物質施設の事故時発生時の措置.....	329
第 6 ばい煙発生施設・排水施設の事故時発生時の措置 .....	330

### 第2節 航空機・列車事故等突発災害への対策 331

### 第3節 火災対策

第 1 大規模火災対策.....	332
第 2 林野火災対策.....	335



# 共 通 編



# 第1章 総則

## 計画の位置づけ

### 第1 計画の目的と理念

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号 以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある災害に対処するため、本市、三重県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び市民、民間企業等が有機的に結合し、総合的かつ計画的な防災計画の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を地震・風水害等の災害から保護することを目的とし、本計画が目指す理念を次のように定める。



### 第2 計画の性格と構成

#### 1 計画の性格

亀山市地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて亀山市防災会議が作成するものであり国の定める「防災基本計画」及び「防災業務計画」、さらに県の定める「三重県地域防災計画」と基本的な趣旨を同じくしている。

本市における災害に際しては国及び県と共同して対策事業にあたる必要があり、そのため、国・県の計画と本計画とは、十分に調整を行うこととし、国・県の計画の見直しが行われた際には、本計画の見直しも併せて行うものとする。

また、亀山市総合計画等との関係について、本計画は、防災に関する総合的な計画であり、亀山市都市マスタープランとは、以下のような関係にある。

- 1 本計画による防災事業の実施にあたっては、総合計画に基づく「実施計画」において長期的な観点からその実現を検討していく。
- 2 本計画は、防災に関する計画であり、直接に計画に関係しない事業以外の事業については、関連計画において検討し推進すべきとの立場から、詳細を述べてはいない。

- 3 都市基盤整備、道路や河川整備、要配慮者への対策及びその他の施策等に区分し、個別担当部・課において事業化を進める。

## 2 計画の特徴

南海トラフ沿いを震源域とする南海トラフ地震や県内に存在が確認されている活断層のうち、最も深刻な被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老-桑名-四日市断層」・「布引山地東縁断層帯（東部）」・「布引山地東縁断層帯（西部）」・「頓宮断層」を震源とする内陸直下型地震や気候変動等に起因する豪雨等による災害発生時の被害の軽減や迅速・円滑な救出救助活動及び災害時応急対策活動が本計画の重要な課題となる。

この際、「阪神・淡路大震災（1995年1月）」や「東日本大震災（2011年3月）」及び「熊本地震（2016年4月）」、「能登半島地震（2024年1月）」、また「30年7月豪雨（2018年7月）」・「台風19号の影響による千曲川の氾濫（2019年10月）」・「能登半島豪雨（2024年9月）」等の災害における課題や教訓等を踏まえ、大規模な各種災害に備えた防災対策のあり方を提示する。

- 1 想定される大規模地震災害等の発生に十分に耐えることのできる計画づくり（防災体制の整備、防災訓練の充実、初動体制の具体化など。）を行う。
- 2 長期的な視野で災害に強い都市基盤整備、施設整備に取り組む。
- 3 災害時には、「自分の命は自らが守る」を原則として、市民の防災意識の高揚や地域における相互扶助体制の充実に取り組む。
- 4 災害の教訓として明確になった課題を踏まえ、災害の都度、計画の見直しと課題への対処に取り組む。
- 5 計画の推進にあたっては、現在の災害対策が防災所管局や関連部(局)・組織だけの態勢のみでは、十分な任務を果たすことができないという状況を踏まえ、総合的な取り組みを進める。
- 6 防災対策の課題を担っているのは本市のみでなく、市民、企業などの積極的な参加が求められていることから、市民、企業の取り組みの方向を明確にする。

### 3 計画の構成

共通編	第1章	総則
	第2章	被害想定
	第3章	計画の大綱
地震対策編	第1章	災害予防・減災対策
	第2章	災害応急対策
	第3章	復旧・復興対策
	第4章	南海トラフ地震対策推進計画
風水害編	第1章	災害予防・減災対策
	第2章	災害応急対策
	第3章	復旧・復興対策
	第4章	重大事故対策
資料編		

### 第3 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、修正するものとする。

- 1 国及び県における各種の計画が修正又は変更されたとき
- 2 本市に災害が発生し、計画に修正が必要と認められたとき
- 3 各種事業が進捗し、新たな目標を定める必要が生じたとき

### 第4 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害対策本部・・・亀山市災害対策本部をいう。
- 2 警戒本部・・・亀山市地震災害警戒本部（大規模地震特措法第9条）をいう。
- 3 県災対本部・・・三重県災害対策本部をいう。
- 4 防災関係機関・・・国（指定地方行政機関、自衛隊等）、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 5 南海トラフ特措法・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第9号）をいう。
- 6 南海トラフ地震・・・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。

- 7 要配慮者・・・「災害対策基本法第八条第2項十四」の規定する高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。
- 8 避難行動要支援者・「災害対策基本法第四十九条の十」に規定する本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者」をいう。

## 第5 計画に関する周知と実践

本計画は、防災に関わる機関・職員のみでなく、市民、企業なども含め、できる限り広く周知を図らなければならない計画であり、あらゆる機会を活用して、本計画の周知を図るとともに、その実践に努めなければならない。

## 第2章 被害想定

### 第1節 本市の特性

本市は、三重県の中北部に位置し、東は鈴鹿市、西は伊賀市、南は津市、北は滋賀県甲賀市とそれぞれ接しており、市内の北西部には鈴鹿山脈が、南西部には布引山地が連なる。総面積は、191.04km<sup>2</sup>であり東西方向の延長は約21km、南北方向の延長は約17kmであり(国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」、地目別民有割合は、山林が約50.3%、田畑約26.2%、宅地約13.1%、その他約10.4%となっており北西部には、標高500mから900m前後の鈴鹿山脈が南北に走りそこから東方面にかけては、傾斜面の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続き、本地域中央部には、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川と中ノ川が東西に流れ、伊勢湾へ注いでいる。

年間平均気温は15.8℃、冬季(12月～2月)の平均気温は4.2℃と温暖で年間降水量約1,857mm、4月から9月の間に年間降水量の約78%(約1,442mm(240mm/月))が観測され、気温は高く蒸し暑い日が多い。

(数値データ：令和5年三重県統計書引用)

#### 1 地形

北西に鈴鹿山脈、南西に布引山地に接する、鈴鹿山脈の山脚部から東部の隘路口に位置し、安坂山町～野登～川崎町、白木町～住山町～みずほ台、山下町～安知本町～菅内町の間、それぞれ丘陵地を形成し、東西3本の丘陵を形成している。また、市西部は山林が多く、谷間に集落が点在するとともに、ゴルフ場、工業団地があり、東部は丘陵部に一般家屋が多く、人口が集中する地域となっている。

安坂山地区(安楽・池山・坂本)及び関町白木一色及び関町坂下地区(坂下・沓掛市瀬)、関南部地区(関ヶ丘・福德・久我・越川・金場)、加太地区は、山間隘路の中に存在するため通じる道路は限定される。

#### 2 交通

市北部には新名神高速道路、西部には南北に東名阪自動車道及び伊勢自動車道が走っており、各道路は高架されており、災害時の緊急輸送道路に指定されている。

また、市の中央を東西に国道25号、JR関西本線が走っており良好な物資輸送経路となり得る。

市内の道路は狭小で家屋が隣接しており、地震動等により倒壊した場合、人や車両の移動を制限する。

#### 3 水系

市北部には1級水系の本流である鈴鹿川及び支流の安楽川、椋川が各丘陵地の台脚部を西から東に流れており、丘陵と合わせて地域を分断し、降雨による浸水等に

より、南北への移動を制限する。

#### 4 地震が及ぼす影響

- 1 市内には東西に3本の丘陵が走っており、地震動による土砂崩れ等が発生した場合、車両や人の移動を制限し、避難行動及び救助活動に影響を及ぼす。
- 2 地震が発生し、安坂山地区(安楽・池山・坂本)及び関町白木一色及び関町坂下地区(坂下・沓掛・市瀬)、関南部地区(関ヶ丘・福德・久我・越川・金場)、加太地区は、それぞれの地域に通ずる道路が限定されるため、地震による揺れにより崩落や土砂崩れ等が発生した場合、進入が制限されるとともに、救助活動は困難となり、地域は孤立する恐れがある。
- 3 各地域内の道路は狭小であり、家屋が道路に隣接しているため、地震動による倒壊等が発生した場合、市民の避難行動及び救助活動等に影響を及ぼす。

#### 5 風雨が及ぼす影響

- 1 市内には、鈴鹿川・安楽川・椋川が東西に流れており、降雨による増水により越水又は氾濫が発生した場合は、地域が南北に分断され一時的な孤立が発生する等、救助活動に影響を及ぼす。
- 2 安楽川と御幣川、鈴鹿川と安楽川、鈴鹿川と椋川の3ヶ所の河川の合流点があり、また、3ヶ所が距離的に近いため想定を上回る雨量が発生した場合、大規模な浸水等が予想され、避難行動及び救助活動に影響を及ぼすとともに、被害が拡大する要因となりうる。

## 第2節 地震想定

### 第1 想定地震

本市に甚大な被害を及ぼすと考えられる地震は、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部・西部）」、「頓宮断層」を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸断層型（直下型）地震と、南海トラフ沿いの海域で広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震である。

特に、南海トラフ地震が発生した場合においては、現在の防災力を遥かに越えた災害が予想され、県内又は近隣府県の被害も大きく、応援を期待できないことが想定される。

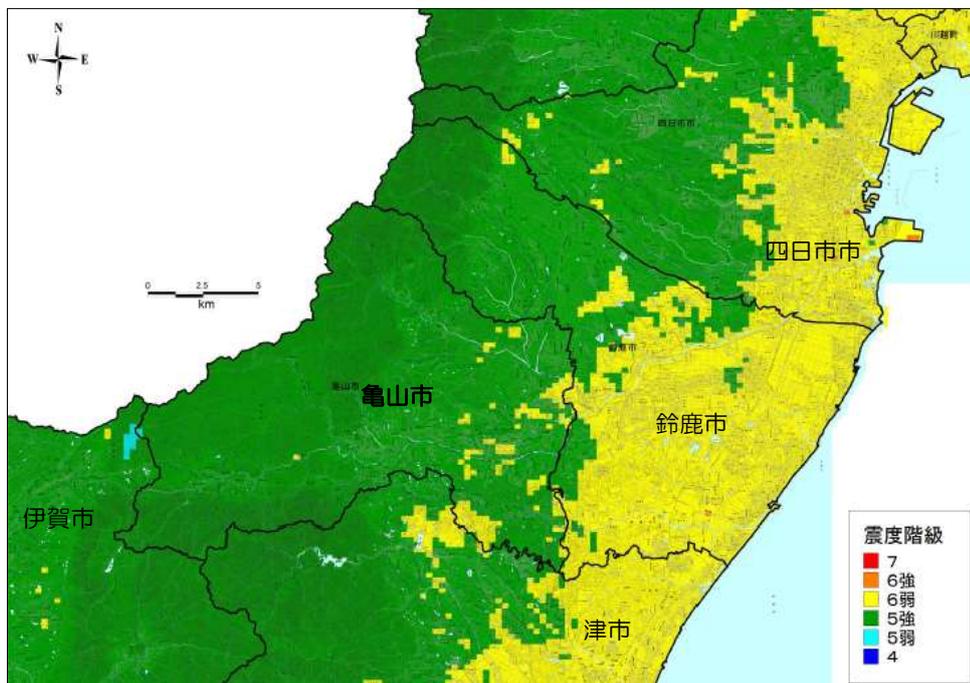
以上のことより、本地域防災計画においては、**最大震度6強**を想定地震とする。

### 1 南海トラフ地震

#### 1 地震発生時における震度分布

##### 【過去最大クラス】

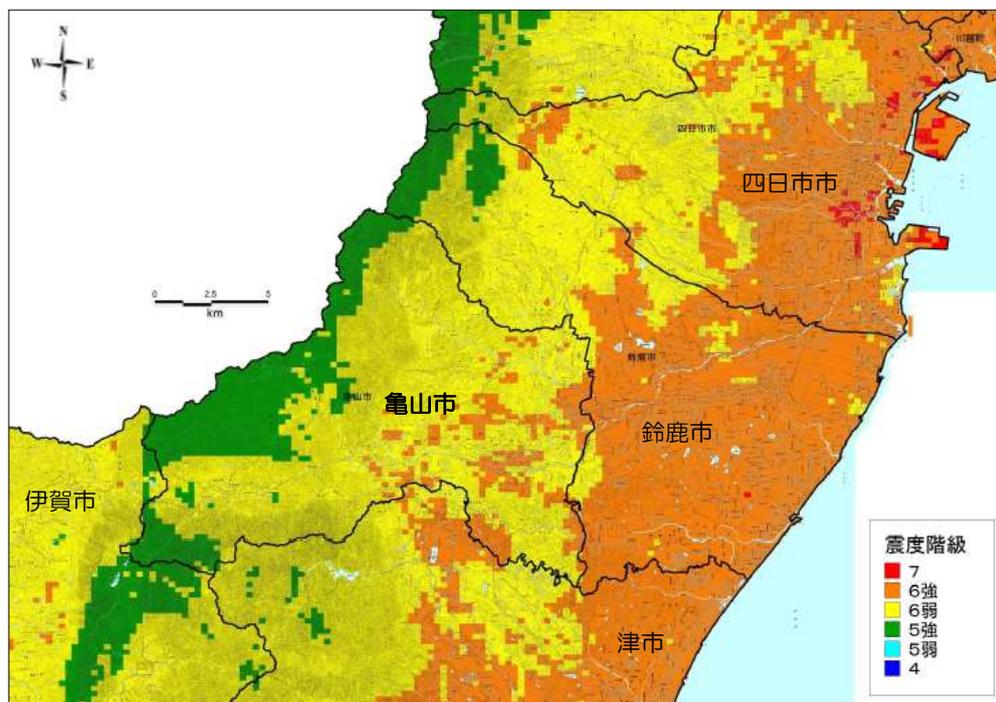
過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている南海トラフ地震



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

**【理論上最大クラス（陸側ケース）】**

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる南海トラフ地震



「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

2 三重県地震被害想定調査の要約

亀山市域における被害想定

項 目	単 位	南 海 ト ラ フ 地 震	
		過去最大	理論上最大
最大震度	震 度	6 弱	6 強
建物全壊・焼失棟数	棟	約 5 0	約 1, 4 0 0
死者数	人	5 未満	約 8 0
負傷者数*( )内重傷者数	人	約 9 0 (5 未満)	約 900 (約 1 0 0 未満)
避難者数	人	6, 3 0 0	1 2, 0 0 0
帰宅困難者数	人	1 2, 0 0 0 (うち鈴鹿市から 5, 5 0 0)	
建物倒壊等による自力脱出困難者	人	約 2 0	約 3 0 0
上水道(断水率) ①	%	9 2 - 8 9 - 4 5	9 9 - 9 6 - 6 6
下水道(機能支障率) ②	%	3 - 8 1 - 0	6 - 8 2 - 2
電力(停電率) ③	%	8 9 - 8 0 - 0	8 9 - 8 0 - 0
固定電話(普通回線率) ④	%	8 9 - 8 0 - 0	8 9 - 8 1 - 0
携帯電話(停波基地局率) ⑤	%	0 - 8 0 - 0	1 - 8 1 - 0
ガス(供給停止率)	%	僅か	僅か
物資不足(給水)	t	2, 0 6 0	2, 9 1 2
物資不足(食料)	食	0	6 1, 8 8 3
物資不足(毛布)	枚	0	5 5 4
医療対応力不足数 ⑥	人	0 - 0	1 0 0 - 5 0 0
日常的受療困難者数 ⑦	人	3 0 - 3 0 0	5 0 - 6 0 0
住機能支障世帯数 ⑧	世帯	4 9 2	4, 3 0 9
災害廃棄物発生量(瓦礫)	t	約 1 0, 0 0 0	約 1 0 0, 0 0 0
孤立集落発生の可能性	集落	※ 0	※ 0
備 考	1 ①～⑤の数字は、左から「発災直後」中は「1日後」、右は「1週間後」の復旧率を表す。ただし、下水道及び携帯電話については、発災直後の非常用発電機の稼働及び燃料切れによる機能停止が考慮され、発災1日後に被害率が上昇している。 2 ⑥及び⑦に記載された、「100-500」の数字は、左が「入院」、右が「外来」の人数を表す。また、⑧は、発災後1カ月以降の世帯数を表す。		

「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

※本市の地形的特性を踏まえ、孤立する恐れが発生する集落として、前述第1節第4項2に記述の5地域の追記修正要望を県に提出済

3 ライフライン被害想定調査の要約

(1) 上水道への影響

上水道は、発災直後から県内のほぼ全域にわたって断水し、1週間後では県内の給水人口の7割程度、1ヶ月後でも2割程度で断水が継続すると想定される。

また、その傾向は、理論上最大クラスの場合でも同様であるが、断水がさらに長期化し、1ヶ月後でも県内の給水人口の4割程度で断水が継続すると想定される。

(2) 市域における上水道断水率の時系列推移の想定

過去最大クラスの場合										
断水率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	[Red bar from 10% to 90%]									
発災1日後	[Red bar from 10% to 80%]									
発災7日後	[Red bar from 10% to 45%]									
1カ月後	[Red bar from 10% to 15%]									

理論上最大クラスの場合										
断水率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	[Red bar from 10% to 95%]									
発災1日後	[Red bar from 10% to 90%]									
発災7日後	[Red bar from 10% to 70%]									
1カ月後	[Red bar from 10% to 15%]									

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(3) 下水道への影響

下水道では、発災1日後に県内の処理人口の約80%程度の機能支障となり発災後7日後では約10%程度で機能支障が継続すると想定される。

また、その傾向は、理論上最大クラスの場合においても同様であると想定される。

(4) 市域における下水道機能支障率の時系列推移の想定

過去最大クラスの場合										
機能支障率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	[Red bar from 10% to 15%]									
発災1日後	[Red bar from 10% to 80%]									
発災7日後	[Red bar from 10% to 20%]									
1カ月後	[Red bar from 10% to 15%]									

理論上最大クラスの場合										
機能支障率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	[Red bar from 10% to 15%]									
発災1日後	[Red bar from 10% to 85%]									
発災7日後	[Red bar from 10% to 20%]									
1カ月後	[Red bar from 10% to 15%]									

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(5) 電力停電による影響

発災直後～1日後は、県内ほぼ全域にわたって、停電率が90%程度となる  
ことが想定される。

また、1週間程度で概ね95%の応急復旧が見込まれるが、津波の影響によ  
り沿岸部の一部では停電が長期化する可能性がある。

(6) 市域における電力停電率の推移の想定

過去最大クラスの場合										
電力停電率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	[Red bar from 10% to 90%]									
発災1日後	[Red bar from 10% to 70%]									
発災7日後	[Red bar from 10% to 10%]									

理論上最大クラスの場合										
電力停電率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	[Red bar from 10% to 90%]									
発災1日後	[Red bar from 10% to 70%]									
発災7日後	[Red bar from 10% to 10%]									

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(7) 通信不通による影響

不通回線率の推移の傾向は、理論上最大クラスの場合でも同様であるが、津波  
や停電の影響により沿岸部の一部では、1ヶ月後でも不通回線率が最大80%程  
度の市町が残る可能性がある。

(8) 市域における通信不通回線率の推移の想定

過去最大クラスの場合										
不通回線率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	[Red bar from 10% to 90%]									
発災1日後	[Red bar from 10% to 70%]									
発災7日後	[Red bar from 10% to 10%]									
1ヶ月後	[Red bar from 10% to 10%]									

理論上最大クラスの場合										
不通回線率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
発災直後	[Red bar from 10% to 90%]									
発災1日後	[Red bar from 10% to 70%]									
発災7日後	[Red bar from 10% to 10%]									
1ヶ月後	[Red bar from 10% to 10%]									

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(9) 通信停波基地局の影響

発災直後は、非常用電源により通話が可能であるが、1日後には非常用電源  
が停止し、ほぼ全域にわたって、停波基地局率80%程度以上の状態となると  
想定される。

また、1週間程度で、停波基地局率10%程度以下となる市町が多くなると見  
込まれるが、津波や停電の影響により停波基地局率が最大50%程度の市町が

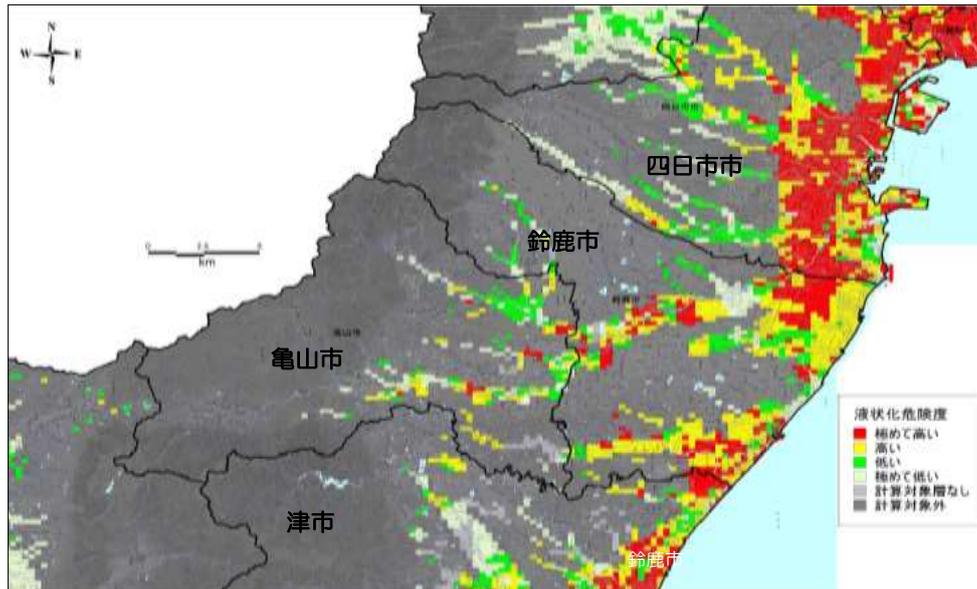


5 南海トラフ地震による液状化

いずれのクラスの地震でも、液状化危険度が極めて高い範囲の県内の分布傾向はほとんど変わらない。

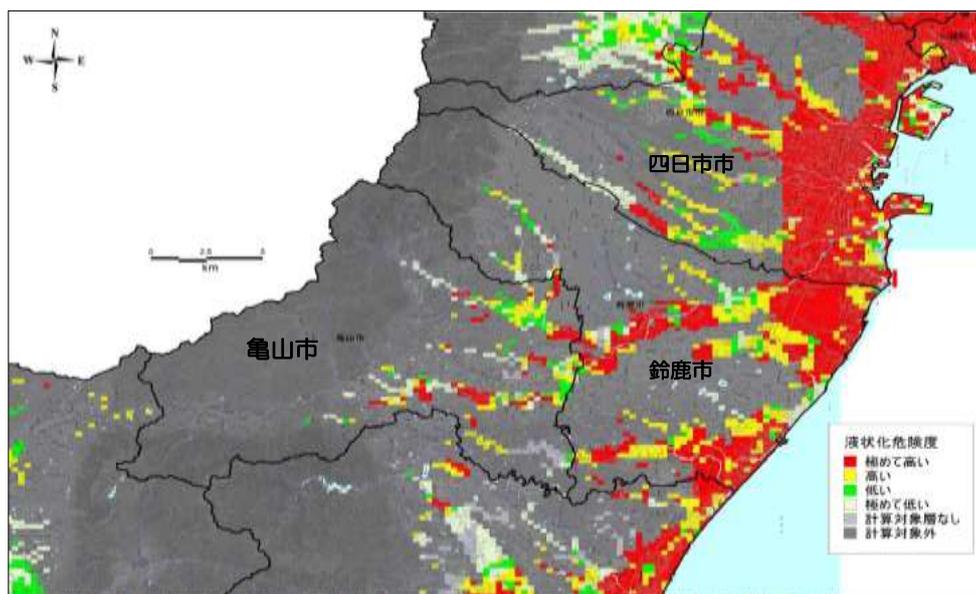
また、液状化危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾岸部に集中している。

(1) 過去最大クラス（歴史的にこの地域で起こりうることを実証されている。）



「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用

(2) 理論上最大クラス（発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる。）

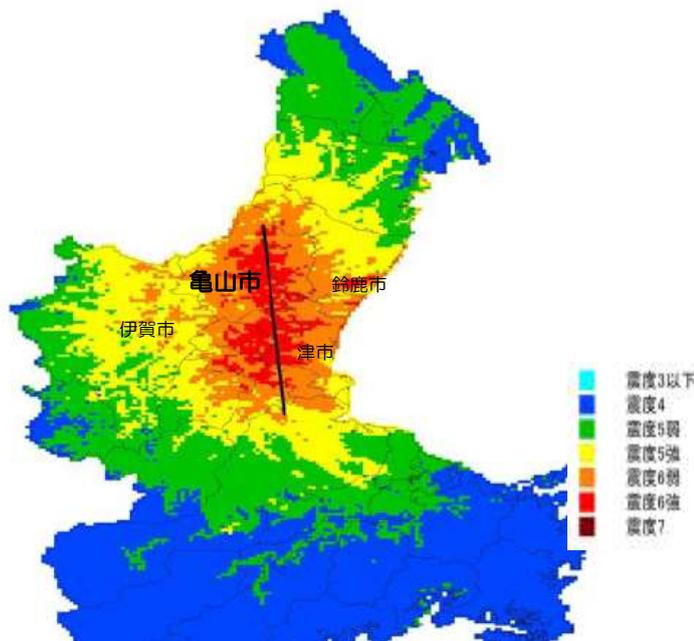


「三重県被害想定調査(平成 25 年度)」より引用



**【布引山地東縁断層帯(西部)】**

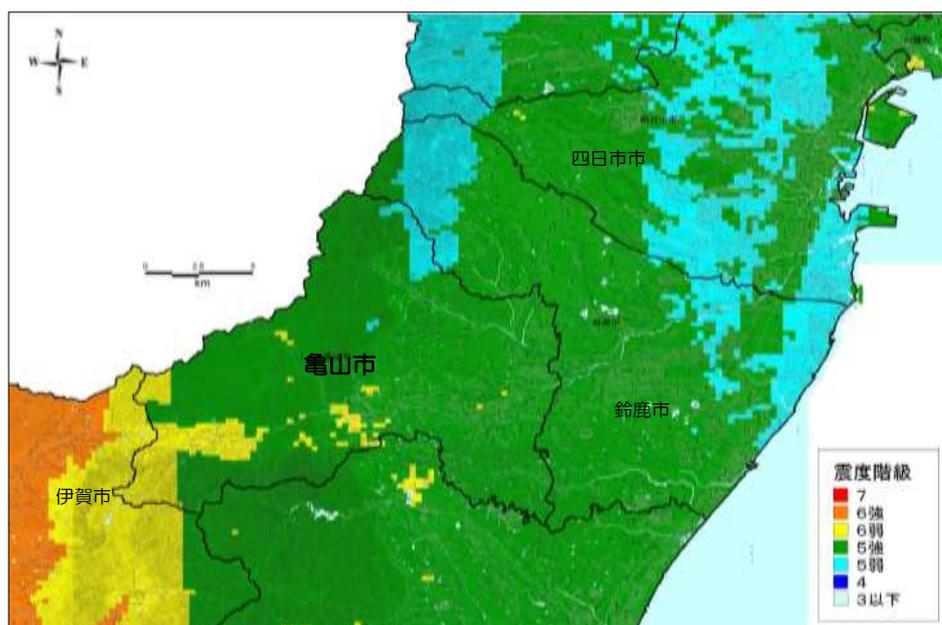
布引山地東縁断層帯は、三重県の北部から中部にかけて、布引山地と伊勢湾の間に位置する活断層で、布引山地東縁断層帯西部は、亀山市から、津市久居、松阪市嬉野町に至る長さ約48kmの西側隆起の逆断層



「平成18年3月三重県被害想定調査」より引用

**【頓宮断層】**

頓宮断層帯は、滋賀県南部から三重県西部に分布する活断層で、滋賀県甲賀市水口町から三重県伊賀市(旧上野)を経て伊賀市青山町に至る長さ約31kmで、ほぼ南北方向に延び、相対的に東側が隆起する逆断層



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

2 内陸活断層地震発生時の被害想定（亀山市における想定）

【想定震度と建物被害】

項目	単位	養老―桑名―四日市断層帯	布引山地東縁断層帯（東部）	頓宮断層
最大震度	震度	6強	6弱	6弱
建物全壊・焼失棟数	棟	約2,200	約800	約50

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【人的被害】

項目	単位	養老―桑名―四日市断層帯	布引山地東縁断層帯（東部）	頓宮断層
死者数	人	約100	約40	5未満
負傷者数*（）内重傷者数	人	約1,100 （約200）	約680 （約80）	約70 （5未満）

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【想定罹災者数】

項目	単位	養老―桑名―四日市断層帯	布引山地東縁断層帯（西部）	頓宮断層	
罹災者数	冬の5時	人	31,326	39,791	32,127
	冬の18時	人	31,326	39,800	32,127
	春夏秋の昼	人	31,327	39,792	32,127

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【想定避難者及び帰宅困難者数】

項目	単位	養老―桑名―四日市断層帯	布引山地東縁断層帯（東部）	頓宮断層	
避難者数	冬の5時	人	51	61	19
	冬の18時	人	54	65	19
	春夏秋の昼	人	54	65	19
帰宅困難者数	人	1,430	1,430	2,092	

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

○ 布引山地東縁断層帯（西部）

項目	単位	布引山地東縁断層帯（西部）
最大震度	震度	6弱
建物全壊・焼失棟数	棟	507
死者数※（）内は負傷者数	人	257(41) ※冬の18時

平成18年3月三重県計画より引用

※ 本被害想定については、平成26年3月に発表された「三重県地震被害想定調査（平成25年度）」及び「三重県地域防災計画（平成18年修正）」に記載された、当市における想定される被害の内容を引用し、整理して記載したものである。

## 第2 過去の災害

### 1 県内及び市域に影響を及ぼした主要な地震

西 曆	和 曆・月	地 震 名	規模 (M)
1 4 9 8	明 応 7 年 9 月	東海道全域	8.2~8.4
1 6 0 5	慶 長 9 年 2 月	慶長地震	7.9
1 7 0 7	宝 永 4 年 10 月	宝永地震	8.6
1 8 5 4	安 政 1 年 7 月	伊賀上野地震	7
1 8 5 4	安 政 1 年 12 月	安政東海地震	8.4
1 8 9 1	明 治 2 4 年 10 月	濃尾地震	8.0
1 8 9 9	明 治 3 2 年 3 月	紀伊大和地震	7.0
1 9 4 4	昭 和 1 9 年 12 月	東南海地震	7.9
1 9 4 6	昭 和 2 1 年 12 月	南海地震	8.0
1 9 5 2	昭 和 2 7 年 7 月	吉野地震	6.7
2 0 0 4	平 成 1 6 年 9 月	紀伊半島沖地震	7.4
2 0 0 7	平 成 1 9 年 4 月	三重県中部を震源とする地震	5.4

## 2 市域に影響を及ぼした風水害

西 暦	和 暦・月	災 害 の 要 因	災 害 の 概 要
1913	大正 2年10月	大洪水	大洪水で鈴鹿川堤防寸断、和田で1人溺死
1915	大正 4年 8月	台風	台風襲来 (最大風速 27.5m・雨量 124.5mm)
1934	昭和 9年 9月	室戸台風	橋梁流出や田畑冠水等被害
1953	昭和28年 9月	台風13号	堤防の決壊や田畑の冠水等被害
1959	昭和34年 8月	台風7号	家屋全半壊18戸、浸水 (床上169、床下256)
1959	昭和34年 9月	伊勢湾台風	瞬間最大風速 41.6m 雨量 310.7mm 家屋全半壊 238 戸 床下浸水 255 他 (災害救助法適用)
1961	昭和36年 6月	集中豪雨	白鳥橋流出、家屋半壊3、床上浸水65他
1961	昭和36年 9月	第2室戸台風	最大風速 39m、雨量 124m、家屋半壊 19 他
1971	昭和46年 8月	台風23号	倒壊家屋 3、床上浸水 203 他 (災害救助法適用)
1971	昭和46年 9月	台風29号	7時～16時30分雨量 203mm 他
1972	昭和47年 7月	集中豪雨	道路、橋、農地などに被害
1972	昭和47年 9月	台風20号	住家全半壊5、施設・農作物に被害
1974	昭和49年7月	集中豪雨	住家全半壊 17、床上床下浸水 935、田畑 約 110ha が埋没流失 500 他 (災害救助法適用)
1976	昭和51年9月	台風17号	7日間の降雨量 562mm (4ヶ月分の雨量に相当)
1988	昭和63年8月	台風13号	山下橋流失、国道1号太岡寺地内でがけ崩れ
1995	平成 7年5月	集中豪雨	市内で大きな被害 椿世町(床上浸水18、床下浸水2)
2012	平成24年9月	台風17号	市内で大きな被害 新椿世(床上浸水9、床下6)
2013	平成25年9月	台風18号	市内に土木被害及び農地被害等が発生、上 加太地区で累計雨量 403mm を観測
2014	平成26年8月	台風11号	台風の接近に伴い、8月9日 17:20 県 下全域に大雨特別警報が発令 (10日:1715解除) 加太市場:累計雨量 561mm を観測
2017	平成29年10月	台風21号	坂下地区:累計雨量 328mm 浸水被害3件のほか住家および文化財被害 等36件 道路法面崩落等29件のほか鉄道敷地内崖 崩れ1件

## 第3章 計画の大綱

### 第1節 防災ビジョン

#### 第1 計画の基本的な目標

計画の目的と理念を実現していくための基本的な目標を次のように定め、これらを優先施策として取組むものとする。

- 1 自主防災組織・コミュニティ機能の強化  
地域のつながりや結びつきを再認識し、特に災害時には住民同士の支え合いなど、自主防災組織等の育成強化を図る。
- 2 災害時の情報通信手段の確立  
あらゆる災害に対応できるよう、複数の通信手段を確立し、災害時の情報収集及び指揮連絡等を確保にする。
- 3 防災中枢拠点<sup>1</sup>及び地域防災拠点<sup>2</sup>における電源・燃料等調達の重要性  
ライフラインの途絶時における燃料の不足は、情報通信手段の機能維持や非常用発電装置及び応急対策車両等の運用に重大な影響を及ぼすことから、災害時応援協定を含め燃料等の確保について検討を行う。
- 4 災害時相互応援協定の締結拡大と亀山市業務継続計画(BCP)の実践  
自治体間の災害時相互応援協定の拡充を図るとともに、BCPに基づく災害時優先業務等について、検証・検討し実効性の向上を図る。
- 5 病院施設(特に、人工透析施設)の機能維持など医療体制の確保及び維持  
当市の災害拠点支援病院として負傷者等の収容・治療等のための体制を確保・維持するとともに、県指定災害医療支援病院としての機能維持を図る。
- 6 避難所運営など被災者支援及びボランティア支援受入れ態勢の確立  
避難者の自立に向けた運営方針を立てながら、避難者のプライバシー等に配慮した避難所環境の整備や民間ボランティアの受入れ態勢の整備を推進する。
- 7 GIS(統合型地理情報システム)の活用  
GISを活用した防災マップやハザードマップを整備し、市民に対して防災情報を提供できるシステムの構築を推進するとともに、応急対策活動等に活用できるよう整備を行う。
- 8 沿岸自治体に対する後方支援機能の想定  
当市に隣接する沿岸自治体において、津波による大規模被害を想定し、後方支援の方法など支援態勢等について、県及び隣接自治体と検討を行う。

## 1 災害に強いまちづくり（都市）

長期的な観点から災害発生時に被害を最小限に抑えるためのまちづくり、要配慮者支援を行いやすいまちづくりに取り組む。

また、災害時にも可能な限り市民生活を支えることのできるライフライン（上水道、下水道、電気、ガス等）の整備を促進する。

- 1 災害による被害を発生させないまちづくり
- 2 安全ゾーンを持つまちづくり
- 3 要配慮者支援を行いやすいまちづくり

## 2 災害に強い人づくり・地域づくり（人・地域）

災害時には、「自分の命は自ら守る」ことが重要となるが、更に、地域相互の助け合いや地域と企業、地域の助け合う体制づくりに取り組む。

- 1 災害に常に備え冷静に対処できる市民・地域・企業づくり
- 2 災害時の地域相互支援体制の強化

## 3 迅速な応急態勢と救出・救護体制の強化（組織・活動）

情報通信体制の整備、防災機関における応急活動のための初動態勢の強化などに取り組み迅速な応急態勢の確立に取り組むとともに、ボランティアの受入態勢を確立する。

また、人命の尊重を第一義として応急対策活動を推進するため、救助・救出用資機材の備蓄と、これら資機材に関する習熟などの取り組みを進める。

- 1 災害時における情報収集態勢の強化と迅速な応急態勢の確立
- 2 ボランティア受入態勢の強化
- 3 救助・救出用資機材の整備と習熟

# 第2 施策の基本的な枠組み

本市における施策の基本的な枠組みを以下のように設定し、これらの施策を総合的・長期的な観点で推進する。

## 1 災害による被害を発生させないまちづくり

地震や風水害などの自然災害の原因を除去することは困難であるが、地震が発生した際に、災害による被害を発生させない都市づくりに取り組むために、次のような施策に取り組む。

本市の特性を考慮すると、次のような分野が主な対象となる。

- 1 がけ崩れ等の土砂災害対策
- 2 地盤災害対策（盛土箇所、山崩れ・がけ崩れ注意箇所等）
- 3 ため池・河川堤防・道路等の盛土構造物における耐震対策

- 4 建築物の耐震対策・不燃化の推進
- 5 ライフラインの耐震対策（地震に強い施設・設備の整備、幹線道路の多重化等）
- 6 市街地における秩序あるまちづくりの推進

## 2 安全ゾーンを持つまちづくり

- 1 本市の市街地においては、旧関町地内における国の重要伝統的建造物群保存地区を含め木造家屋が密集しており火災の危険性や延焼による被害拡大の可能性が高い。

また、道路の幅員が狭く屈曲しているために、消防活動に支障をきたすばかりでなく、地震発生時の建物の倒壊による被害の危険性も高い。

なお、新しく整備された住宅造成地や工業団地においては、切土・盛土した造成地になっているため、地震動に弱く土砂災害等に結びつく可能性も否定できない。

- 2 広い道路や公園は、平常時には輸送手段や潤い空間として機能し、災害発生時には避難・救援・救護活動や消防活動等のためのルートや拠点となるほか、火災に対する延焼遮断帯としても機能し、さらに、一時的な避難のための安全ゾーンとして機能する。同様に、避難所や防災拠点の整備を地域ごとに整備することで災害に対する安全性はさらに高まる。

このような安全ゾーンを豊富に持つまちづくりに取り組む。

- (1) 市街地や住宅地における安全ゾーン（広い道路、公園等）の整備
- (2) 市街地や住宅地における防災施設の整備
- (3) 災害時に延焼遮断帯・避難路・避難場所として機能する道路や、オープンスペース・緑地・農地などの保全と整備
- (4) 地域ごとの災害対策の拠点となる防災施設・設備や避難所等の整備

## 3 要配慮者支援を行いやすいまちづくり

健康な人にとって支障とならない段差なども、要配慮者にとっては自衛行動を妨げる大きな障壁となることから、災害時に要配慮者を犠牲にしないために、すべての人が支障なく避難や自衛行動が取れるよう、「バリアフリーのまちづくり」を進める。

- 1 避難路、避難場所及び避難所の看板の整備及び要配慮者へのわかりやすさ・使いやすさに配慮したまちづくりの推進
- 2 段差の解消や各種公共施設における要配慮者への配慮の推進
- 3 コミュニケーションを円滑に行うための取り組み

## 4 災害に備え冷静に対処できる市民・地域・企業づくり

大規模地震災害発生時には、市民一人ひとりの力や地域の力、さらに、企業の力が人の生命や身体を守るための重要な資源となる。

そのため、災害に備え、冷静に対処できるよう市民・地域・企業に対し、啓発活動を行うとともに、相互に助け合う体制づくりを進める。

- 1 市民への啓発活動の充実
- 2 市民の防災訓練等への参加の促進
- 3 自主防災組織等による地域防災のための取り組みの推進
- 4 南海トラフ地震に対する防災対策の周知

## 5 災害時の地域相互支援体制の強化

消火活動・救援活動・廃棄物対策など、それぞれの分野において他市町との連携を密接にとり、相互的な応援態勢等を構築するための取り組みを推進する。

この際、隣接する沿岸自治体の後方支援機能を担う必要性から、これらを想定した取り組みも進める。

- 1 相互応援協定等の締結
- 2 広域的な防災訓練の実施

## 6 災害時における情報収態勢の強化と迅速な応急態勢の確立

連絡・通信網の整備及び防災施設の整備の推進を図るとともに、特に、東日本大震災をこれまでに発生した災害の教訓を反映し、情報収集及び応急態勢の早期確立を図る。

- 1 職員による迅速な初動態勢の構築と災害時の非常連絡系統の充実
- 2 広域的な防災訓練の実施による関係機関との役割分担の明確化や活動種別・事業種別ごとの責任の明確化
- 3 人的な被害を軽減するという観点から要請される各種活動（消火、救助、救急医療、避難所開設と運営態勢、保健衛生等）の重点的な点検、マニュアル化、施設や資機材の備蓄等の推進
- 4 無線通信施設及び備蓄倉庫等の充実
- 5 救助・救出用資機材の備蓄と使用方法の習熟等
- 6 防災機関、外部団体、民間企業及び福祉施設等との協定等の締結と相互的な支援方法の具体化
- 7 職員に対する南海トラフ地震に関する知識の普及及び大規模災害発生時における適切な判断力を養うための育成教育

## 7 ボランティア受入態勢の強化

ボランティア受け入れ態勢づくりを進めるとともに、ボランティアとなる市民を育成するための取り組みを進める。

- 1 ボランティア受入態勢の充実
- 2 ボランティアの育成と環境整備
- 3 ボランティア組織のネットワーク化と活動への支援

## 8 救助・救出用資機材の整備と習熟

消火、救助、救急、医療、救援及び避難所、保健衛生等の各種活動を重視して資機材の備蓄・整備に努める。

また、救助・救援体制を充実させていくためには、救助・救出用資機材の各地区への配備や活用方法等について、市民の習熟等を進める。

## 9 消防団の充実・強化

亀山市消防団は、13分団（内女性分団1・亀山市消防団条例（平成17年亀山市条例第148号）による定数415名）で編成され、各団員においては、地域防災リーダーとして平常時の活動を行うとともに、災害時には、消火、救出救護、避難誘導等の諸活動を果たす役割が大きいことから、発災時に適切な行動がとれるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- 1 組織力の強化
- 2 資機材の整備
- 3 訓練等による知識、経験の習熟等

## 第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

### 第1 実施責任

防 災 機 関	実 施 責 任
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。</li> <li>2 市は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。</li> </ol>
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災減災対策を推進する。</li> <li>2 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。</li> <li>3 県は、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。</li> </ol>
指定地方行政機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定地方行政機関は、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。</li> <li>2 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。</li> </ol>
指定公共機関及び指定地方公共機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進する。</li> <li>2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。</li> </ol>
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図り災害発生時には、応急措置を実施する。</li> <li>2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市町その他の防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。</li> </ol>

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

本市の防災活動に関連する関係機関・団体等の業務の大綱とする。

なお、本計画において特に定めていない機関・団体にあつては、「三重県地域防災計画」における規定によるものとする。

### 1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関する事務
  - (2) 防災対策組織の整備
  - (3) 防災施設の整備
  - (4) 防災行政無線の整備と運用
  - (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
  - (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
  - (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
  - (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
  - (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
  - (10) 地域住民に対する避難情報の発令
  - (11) 被災者の救助に関する措置
  - (12) ボランティアの受入に関する措置
  - (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
  - (14) 被災市営施設の応急対策
  - (15) 災害時の文教対策
  - (16) 災害時の交通及び輸送の確保
  - (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
  - (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
  - (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
  - (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
  - (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
  - (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
  - (23) 避難所・救護所の開設・管理
  - (24) 被災者への援助、給水、救援物資の供給、調達若しくは斡旋
  - (25) 危険物貯蔵施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
  - (26) 自主防災組織の育成・指導
  - (27) ボランティアによる防災活動の環境整備
  - (28) 災害対策に関する相互応援協定等の締結及び応援協力
  - (29) 社会秩序の維持
  - (30) 被災者の心身の健康管理や相談等
- #### 2 亀山市消防本部
- (1) 火災の予防・警戒・鎮圧

- (2) 災害の防除及び被害の軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

## 2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、商工会議所等）  
災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
- 2 一般社団法人亀山医師会
  - (1) 「災害時における医療救護に関する協定」に基づき、医療救護班を編成
  - (2) 現地救護所における救急医療活動
  - (3) 医療及び助産等救護活動
- 3 一般社団法人亀山歯科医師会
  - (1) 「災害時における歯科医療救護に関する協定」に基づき、歯科医療救護班を編成
  - (2) 歯科保健医療活動
  - (3) 身元確認活動に協力
- 4 一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会
  - (1) 「災害時における医療救護に関する協定」に基づき、薬剤師班を編成
  - (2) 医薬品等の供給及び保管管理活動
  - (3) 医薬品等の適正使用に関する活動
- 5 一般運送事業所  
災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対する配車の実施
- 6 アマチュア無線クラブ（災害通信ボランティアネットワーク亀山）
  - (1) 地震災害発生時における非常通信<sup>3</sup>の提供
  - (2) 災害情報の収集・伝達への協力
- 7 社会福祉団体及び社会教育団体
  - (1) 炊き出し、給水、その他救援物資の配布等に協力
  - (2) 災害ボランティアへの応援要請とボランティアの受入れに協力
- 8 日本赤十字社亀山地区奉仕団
  - (1) 炊き出し、給水、その他救援物資の配布等に協力
  - (2) 医療救護及び助産救護活動に協力
- 9 三重県建設労働組合亀山支部、亀山耐震推進委員会
  - (1) 一般住宅の耐震化の推進に図るための啓発活動への協力
  - (2) 家具等転倒防止対策活動への協力
- 10 亀山水道事業協同組合、指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店

上下水道施設の応急措置業務に協力

1 1 交通安全協力団体

車両及び避難住民の事故防止に協力

1 2 防犯協力団体

被災地域の防犯活動に協力

1 3 自治会、自主防災組織、地域まちづくり協議会

(1) 災害情報の収集、伝達活動に協力

(2) 出火の防止及び初期消火活動に協力

(3) 救出・救護活動に協力

(4) 医療救護活動に協力

(5) 住民の避難・誘導・安否確認に協力

(6) 避難所の運営に協力

(7) 炊き出し、給水等に協力

(8) 被害調査に協力

(9) 応急復旧活動に協力

### 3 市民・自主防災組織・事業者の役割

1 市民

(1) 常に地震・災害に対する危機意識を持って、「自らの命は自らが守る」という自助の取組を実践し、各家庭において防災・減災対策に努める。

(2) 地域において、自主防災組織、地域まちづくり協議会、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、「地域の安全は皆で守る」共助の取組に努める。

2 自主防災組織

(1) 地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

(2) 地域において、県、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

(1) 常に地震災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

(2) 地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

## 第3節 組織

### 第1 防災会議

防災会議は、市の地域に係る防災に関し、市の事務又は業務を中心に、市内の公共団体及びその他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、基本法第16条及び亀山市防災会議条例（平成17年亀山市条例第21号）の規定により市長が設置した附属機関である。

防災会議委員は、市長を会長として、指定地方行政機関の職員、県知事の部内の職員、県警察官、市職員、教育長、病院事業管理者、消防長及び消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者、学識経験のある者、市長が防災上、特に必要と認める者ら28人以内をもって構成する。

### 第2 災害対策本部

災害対策本部は、市内に地震災害が発生し、又は地震災害が発生するおそれがある場合において、防災対策の推進を図るため基本法第23条の2第1項より設置する機関であり、災害対策本部の構成及び組織は「亀山市災害対策本部条例(平成17年亀山市条例第22号)」の定めるところによる。

なお、災害対策本部を設置した場合は、水防本部の活動を包括する。